

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部都市計画課
委託業務番号	令和5年度 都計委第26号
委託業務名称	長浜市庁内共用GISシステム環境移行委託業務
委託業務場所	長浜市八幡東町632番地 長浜市役所ほか
業務の概要	統合型GIS仮想基盤の導入業者に移行業務を委託し、同システムの安定した使用を可能にする。
履行期間	契約締結日の翌日 から 令和6年3月22日
契約年月日	令和6年1月31日
契約額(税込)	2,519,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 大津市におの浜二丁目1番48号 [商号又は名称] 国際航業株式会社 滋賀営業所
契約相手方の選定理由	システム開発者でなければ、システム環境の適切な移行ができないため。
根拠規定	<p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>